

# with

NO.311

令和5年5月発行

いっしょに



「小田原城址公園 本丸東堀 花菖蒲園」  
上出雅彦 画

## 目次

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| ■1年間の税務カレンダー            | 2ページ     |
| ■新会員紹介コーナー              | 3ページ     |
| ■事業フォトグラフィー・表紙のお話       | 4ページ     |
| ■関東大震災から100年の今(1)       | 5ページ     |
| ■スマホ、PC…うつむく姿勢が危ない      | 6ページ     |
| ■事務局からのお知らせ・パズル         | 7ページ     |
| ■コラム・7つの間違い探し           | 8ページ     |
| ■湘南ベルマーレフットサルクラブからのお知らせ | 9ページ     |
| ■日本政策金融公庫からのお知らせ        | 10ページ    |
| ■小田原労働基準監督署からのお知らせ      | 11ページ    |
| ■小田原税務署からのお知らせ          | 12～13ページ |
| ■小田原県税事務所からのお知らせ        | 14ページ    |
| ■経営者は心得たいー判断と決断         | 15ページ    |
| ■ふれあい いんぷおめーしょん         | 16ページ    |

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索



<http://www.odawara-hojinkai.com>



## 1年間の税務カレンダー（3月決算法人の場合）

| 日 時      | 内 容                                                                             | 納付／提出先   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 4 月末日    | 固定資産税（第 1 期）                                                                    | 市町村      |
| 5 月末日    | 確定申告・納付                                                                         |          |
|          | 法人税・地方法人税・消費税（課税事業者のみ）                                                          | 税務署      |
|          | 法人事業税                                                                           | 都道府県     |
|          | 法人住民税（都道府県民税・市町村民税）                                                             | 都道府県・市町村 |
|          | 自動車税・軽自動車税                                                                      |          |
| 7 月 10 日 | 健康保険料・厚生年金保険料の算定基礎届の提出                                                          | 日本年金機構   |
|          | 労働保険料の申告・納付                                                                     | 労働基準監督署  |
| 7 月末日    | 固定資産税（第 2 期）                                                                    | 市町村      |
| 11 月末日   | 中間申告・納付（予定納税）<br>【対象】前事業年度の法人税額が 20 万円を超える事業者<br>前事業年度の消費税額が 48 万円（国税のみ）を超える事業者 |          |
|          | 法人税・地方法人税・消費税（課税事業者のみ）                                                          | 税務署      |
|          | 法人事業税                                                                           | 都道府県     |
|          | 法人住民税（都道府県民税・市町村民税）                                                             | 都道府県・市町村 |
| 12 月末日   | 固定資産税（第 3 期）                                                                    | 市町村      |
| 1 月末日    | 源泉徴収票等の法定調書の提出                                                                  | 税務署      |
|          | 給与支払報告書の提出                                                                      | 市町村      |
|          | 償却資産申告書の提出                                                                      |          |
| 2 月末日    | 固定資産税（第 4 期）                                                                    |          |

### 【毎月納付のもの】

| 項目    |    | 内 容                  | 納付期限     |
|-------|----|----------------------|----------|
| 源泉所得税 | 原則 | 前月分の源泉所得税の納付         | 毎月 10 日  |
|       | 特例 | 1 月～ 6 月分            | 7 月 10 日 |
|       |    | 7 月～ 12 月分           | 1 月 20 日 |
| 住民税   | 原則 | 前月分の住民税特別徴収の納付       | 毎月 10 日  |
|       | 特例 | 12 月～ 5 月分           | 7 月 10 日 |
|       |    | 6 月～ 11 月分           | 1 月 10 日 |
| 社会保険料 |    | 前月分の健康保険料・厚生年金保険料の納付 | 毎月月末     |



納付期限が、土日祝日の場合は、その翌日（平日）が納付期限となります。

### 3月決算法人以外の場合

| 決算月 | 確定申告・納付<br>(法人税・消費税) | 中間申告・納付<br>(前期の法人税額が<br>20万円超・前期の消<br>費税額が48万円超) | 中間申告・納付<br>(前期の消費税額が400万円超) |        | 中間申告・納付<br>(前期の消費税が<br>4,800万円超) |
|-----|----------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------|--------|----------------------------------|
| 1月  | 3月31日                | 9月30日                                            | 12月31日                      | 6月30日  | 左記の<br>中間申告の<br>期日を含め<br>年11回    |
| 2月  | 4月30日                | 10月31日                                           | 1月31日                       | 7月31日  |                                  |
| 3月  | 5月31日                | 11月30日                                           | 2月 末日                       | 8月31日  |                                  |
| 4月  | 6月30日                | 12月31日                                           | 3月31日                       | 9月30日  |                                  |
| 5月  | 7月31日                | 1月31日                                            | 4月30日                       | 10月31日 |                                  |
| 6月  | 8月31日                | 2月 末日                                            | 5月31日                       | 11月30日 |                                  |
| 7月  | 9月30日                | 3月31日                                            | 6月30日                       | 12月31日 |                                  |
| 8月  | 10月31日               | 4月30日                                            | 7月31日                       | 1月31日  |                                  |
| 9月  | 11月30日               | 5月31日                                            | 8月31日                       | 2月 末日  |                                  |
| 10月 | 12月31日               | 6月30日                                            | 9月30日                       | 3月31日  |                                  |
| 11月 | 1月31日                | 7月31日                                            | 10月31日                      | 4月30日  |                                  |
| 12月 | 2月 末日                | 8月31日                                            | 11月30日                      | 5月31日  |                                  |

※法人税・消費税の申告期限及び納期限は事業年度終了の日の翌日から2か月以内です。

※消費税の中間申告は、前期の消費税額が

48万円超の場合（地方消費税込みは60万円超）は年1回

400万円超の場合（地方消費税込みは500万円超）は年3回

4,800万円超の場合（地方消費税込みは6,000万円超）は年11回 になります。

## 新会員紹介コーナー

令和4年12月5日～令和5年3月24日（敬称略）

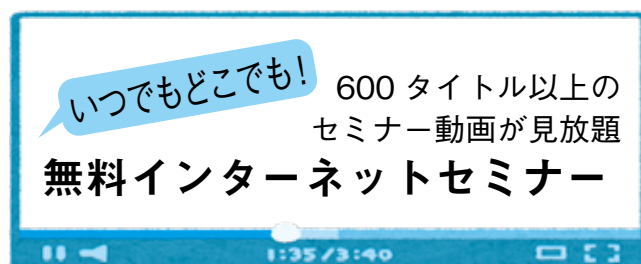
※新入会員5社の内、情報公開に同意された2社を掲載しております。

### ★小田原支部

|             |      |           |                |               |
|-------------|------|-----------|----------------|---------------|
| (株)小田原柑橘倶楽部 | 鈴木伸幸 | まちづくり推譲事業 | 小田原市城山 3-25-23 | 090-2739-1148 |
|-------------|------|-----------|----------------|---------------|

### ★川東支部

|             |       |      |                             |              |
|-------------|-------|------|-----------------------------|--------------|
| 小酒部尚春税理士事務所 | 小酒部尚春 | 税理士業 | 小田原市南鴨宮 3-4-12 ふくもと南鴨宮ビル 1F | 0465-43-6833 |
|-------------|-------|------|-----------------------------|--------------|



今すぐ  で検索

ID : hj023  
パスワード : 3641

# 表紙の紹介

「小田原城址公園

本丸東堀

花菖蒲園」

上出雅彦 画

小田原城

あじさい花菖蒲祭り

毎年5月下旬から6月上旬にかけて小田原城址公園内にて開催される、あじさい花菖蒲祭り。

約10000株の花菖蒲と、2500株のあじさいが同時期に見頃を迎える姿は壮観です。

祭り期間中には、ライトアップやキッチンカーの出店なども。

最新の開花状況は、小田原城の公式ホームページより確認できます。



## 事業フォトグラフィー

### ●組織委員会

#### ★賀詞交歓会

・1月23日(月) 湯本富士屋ホテル 参加者138名



### ●女性部会

#### ★賀詞交歓会

・2月1日(水) 湯本富士屋ホテル 参加者20名



### ●青年部

#### ★第13 回ベルマーレ親子ふれあいミニフットサル教室

・2月4日(土) 小田原アリーナ 参加者25名



### ●ご縁会実行委員会

#### ★第3回ご縁会

・2月21日(火) お堀端コンベンションホール 参加者53名



### ●川東支部

#### ★第3回「For You パーティー」

・2月23日(木) 多国籍居酒屋BAR「心」 参加者18名



### ●厚生委員会

#### ★第7回スマイルフェスタ

夢と絆「北」での24年間、そして今  
講師：蓮池薫氏  
・2月25日(土) 生涯学習センターけやきホール 参加者260名



\*各事業は「法人会だより」や「地域情報紙」にて随時案内中！



## ～関東大震災から百年の今～ (1)地震の歴史

(東日本大震災)、2016年4月熊本地震と規模の大きな地震災害が頻発するようになり、それぞれの地域での「大震災」が存在することになってしまいました。

地震は、科学の進歩により、その発生メカニズムの解明や地震予知といった技術開発が進んできましたが、決して避けることのできない自然現象であることには変わりありません。

この小田原地域は大正の地震の以前からも数多くの地震が起きていることが、地質調査や古文書に記された記録からわかっていきます。自然現象は繰り返されることが多いので、どのような地震と災害であったかを知ることが、この地域の災害の特徴を知ることにつながります。ということ、まず江戸時代の記録から見てみることにします。

1923(大正12)年9月1日(土)11時58分関東地方を大地震が襲い、大きな被害を受けてから今年は百年となります。昭和になってからは1944(昭和19)年12月の東海地震、1946(昭和21)年12月の南海地震以降、大きな地震災害はしばらくありませんでしたので、「大震災」というと、大正の関東大地震のことと通っていました。しかし、平成にはいると1995(平成7)年1月の兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)、2004(平成16)年10月新潟県中越地震、2008(平成20)年6月岩手・宮城内陸地震、2013(平成25)年3月東北地方太平洋沖地震

半島沖 小田原城下全滅・出火

●天明2(1782)年7月15日 M7.3 震央…小田原の北西部 小田原城天守傾き櫓・石垣破損 城下東部被害大

●嘉永6(1853)年2月2日 M6.5 震央…小田原付近 小田原城天守壁・瓦落下 城下東部被害大

この4つの大地震のうち津波を確認できたのは震央が海であった寛永と元禄で、天明と嘉永は震央が内陸部であったことがわかります。特に元禄の地震は4年後に南海トラフを震源とする最大級の地震の一つ、宝永地震(宝永4年10月4日、M8.4)と富士山の宝永噴火(同年11月23日)が発生したこと、大正の大地震と震源域や被害が重なることから注目される地震となっています。また、嘉永の地震の翌年、安政元年11月には東海地震が発生しています。

●寛永10(1633)年1月21日 M7.1 震央…小田原の相模湾寄り 小田原城櫓・石垣全壊  
●元禄16(1703)年11月23日 M8.2 震央…房総



部地震は70年周期に、東海地震は90年周期に発生していることがわかりますが、あくまでも目安です。1970年代後半になると、伊豆付近を震源とする群発地震の発生を機に小田原市域は総理府(現内閣府)より防災対策強化地域に指定され、地域防災への取

り組みを進めていくことになりました。以降3回にわたり大正の大地震の被害状況や復旧の様子、復興への取り組みを紹介していきます。  
\*図版は 大正関東大地震で崩れた小田原城二の丸の石垣(旧市立図書館前)

# スマホ、PC… うつむく姿勢が危ない

産業カウンセラー 柏木勇一



## ◆テレワーク、ひとり自宅でのPC作業で首痛に

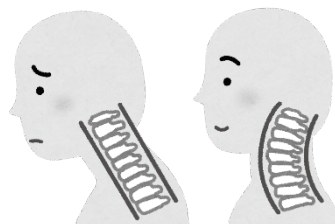
建築会社の設計士として働く30代のMさんは、大卒後入社して一級建築士の資格も取得、中堅社員として会社の成長にも貢献してきた。コロナ禍でテレワークの日々。現場作業員や営業職は出勤していたが、PCによる設計業務は在宅でも十分可能だった。むしろ、作業に集中できる利点があった。自宅から駅までの徒歩や電車での往復時間がない分、作業できる時間も多くな

なった。そんな日々が続いて1年半。首の痛み、頭痛、手のしびれを感じるようになり、近くの整形外科医院へ。頸椎椎間板ヘルニアの疑いと、手術が必要になる可能性があることも指摘された。驚いたMさんは会社の健康管理室に相談、産業医（内科医）から理学療法士を紹介された。戸惑いもあったが、結果的にはいい展開になった。

## ◆それは現代病のひとつ、理学療法士の原因説明に納得

理学療法士はまず、最近特に首から肩にかけての痛みを示す「頸部痛」の発生が増加していること、その原因の多くは、PC作業とスマホの普及と説明。Mさんは自宅で長時間うつむく姿勢で作業していることから、常に首に負担がかかっていたことを指摘した。椎間板がつぶれやすくなっていること、椎間板にある髄核という物質が飛び出して痛みやしびれにつながっていることなどから、「一種の現代病」と丁寧に語り、Mさんも納得した。さらに療法士は、成人の頭の重さは体重の約10%で6kg前後。首周りの筋肉はこの重さを支えるために活動し、15度うつむくだけ

で頭を支えるために生じる負担は12kg前後まで増加すること、何も手を打たないと筋肉は疲労し、痛みや肩こり、しびれやめまいなどの不調が日常化する恐れがあることも語ってくれた。



## ◆背筋を伸ばし画面との距離も意識、やっぱり休憩が大切

頸部痛を防ぐにはどうすればいいか。Mさんの場合は、PCの使用時間をできるだけ短くすること。うつむく姿勢を改め、目線の高さで作業するという、とりあえずの結論が出た。Mさんは療法士の説明を受けて、出社の場合は当然歩くし、職場では同僚との会話でPCから離れ、休憩や昼食時間は会話も欠かさなかったこと、つまり一日中デスクワークの在宅ではそういう余裕の時間がなかったことに気づいた。そこから、在宅でも部屋から離れて散歩や太

陽の光を浴びることを心がけ、作業中は猫背にならないよう足をフロアにつけ、背筋を伸ばして画面との距離も意識するようにになった。

スマホを手放せない時代になり、頸部痛は「スマホ首」とも呼ばれて、現代病のひとつとして問題視されている。実は、PCやスマホだけではなく、料理をする際もうつむいてしまう人が多く、これも要注意。手術が必要になる病気になる前に、PCに向かう普段の姿勢はどうなっているか、コロナ禍で働き方が変わった現代人にはぜひ知ってほしい。スマホでのゲームやアプリ検索も日常化している時代。スマホと目線の高さは大丈夫ですか。



【筆者紹介】 柏木勇一（かしわぎ・ゆういち） 大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

入って良かった！ 法人会を目指します

## 会員増強運動

様々な経営者との交流で、  
良き経営者を目指す！



## 実施中！

税の正しい知識を  
身につける！



未加入のお取引先・お知り合いの方がおられましたら、  
入会をお勧めください。

令和5年度の年会費について  
事務局からのお知らせ

【口座自動引き落としの方】

7月3日（月）にご指定の口座より引き落としさせていただきますので、前日までに口座へのご入金をお願いいたします。

【お振込みの方】

5月末までに振込用紙を発送いたしますので、期日までにお振込みをお願いいたします。なお、7月に入ってもお手元に届かない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

【口座振替のおすすめ】

ご指定の預金口座から自動的にお支払いが完了します。是非この機会に移行手続きをお願い申し上げます。お申込みは、事務局までご連絡ください。  
法人会事務局 電話：0465（23）3641（平日 9：00～17：00）



パズル・

熟語  
づくり

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。  
すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。  
なんだかわかりますか？

① 七不②議  
熟②断行  
②不相応  
無差②級

② 八②八町  
悪②苦闘  
②金術師  
切磋琢②

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。

（答えは14頁にあります）

## 〈はまぎん〉創業サポートパック

創業期のお客さまをサポートする、さまざまなメニューで応援します！  
お申し込みは、最寄りの横浜銀行の本支店窓口で承ります。

創業支援デスク  
「創業個別相談会」

創業時の事業計画や必要な資金に関するご相談をお受けします。  
フリーダイヤル 0120-58-4580  
時間 9：00～17：00

※一部の支店・出張所では取り扱いをしていません。



国税電子申告・納税システム

電子申告で  
効率UP!

# e-Tax

「e-Tax」なら  
国税に関する  
申告や納税、  
申請・届出などの  
手続きがインターネット  
で行えます。

## 納税にはダイレクト納付が 便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。  
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して  
所得税及び復興特別所得税  
の申告をすると  
こんなメリットが！

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディー

法人会

ご利用に際し条件、注意事項  
があります。詳しくはホー  
ムページでご確認ください。

イータックス 検索  
www.e-tax.nta.go.jp

植物さんたち、あんたは偉い！

フリーランスライター 藤木順平

最近知ったことだが、〃生物界〃を分類すると動物と植物は同じ仲間（真核生物という）で、ほかは、細菌と古細菌に分かれるのだとか。なんだか敵に回すとややこしいことになりそうやつらだ。

分類学的なことは置いて、動物と植物とは明らかに違うよね。例えば、動物は動くが、植物は根を生やしたように（実際、生やしているけど）動かない。

時あたかも新緑の季節。森林浴は健康にも心の癒やしにも効果があるといわれる。それは樹木から発散されるフィトンチッドという揮発性物質のおかげだ。

フィトンチッドはまた、殺菌力があって植物自身の防衛にも役立つ。ほかにも樹木や野草は、さまざまな化学物質を放出して、仲間で話しているともいわれる。

植物もやるねー、などと偉そうな態度をとっている場合ではない。彼らは〃光合成〃という偉業を当たり前のように行っている。植物の持つ葉緑素は光と水と二酸化炭素により、自前で栄養素を作ることができるのだ。

人工光合成の研究も進んでいるが、実用化にはまだ何年もおかるらしい。庭の木や草花に「あっぱれ！」と叫んでみるか…。

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）  
フリーランスライター。日本笑い学会会員。

## 7つの間違い探し

\*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。  
見つけられますか？（答えは14頁にあります）



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

金融支援  
創業支援  
経営支援



神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～  
かながわの中小企業を  
応援します



LINE  
友だち  
募集中



カナモ

随時ご相談をお受けしています  
小田原支店 TEL：0465(23)0138

会員増強にご協力ください

# 地元のスポーツクラブを応援しよう!

## SHONAN BELLMARE FUTSAL CLUB



### INNOVATION LEAGUE 大賞受賞

スポーツチームとして初の受賞

～リーグ結果～

11勝

5引き分け

6負

=12チーム中5位=

NO.10ロドリゴ選手

NO.27堀内迪弥選手

が得点ランキング2位

クラブの事業戦略として、

《競技性》《事業性》《社会性》

の3本柱を掲げスタートをした今シーズン、そのうちの《社会性》地域に転がる社会課題の解決や社会連携を行なっております。

その中で、社会福祉法人一燈会さまとの取り組み【ベルファーム】がスポーツ庁がSPORTS TECH TOKYO と共同で開催している コンテスト INNOVATION LEAGUE2022 において、大賞であるイノベーションリーグ大賞をスポーツチームとして初受賞をしました。昨年はGoogle、初回となる一昨年はASICSが受賞をした全国規模のコンテストで全89エントリーのうち、大賞をいただくことができました。

3月10日に都内で行われた表彰式では室伏広治スポーツ庁長官より、本取り組みについて、大変好評をいただきました。

クラブが事業戦略として社会に対する取り組みを行うきっかけとなった、久満重孝選手の小児がん啓発活動を引き継ぎ、さらに発展させ、今年度からクラブの主な取り組みと明文化した中での受賞となりました。

今年度は10の取り組みを行い、2026年度には160の社会課題を解決します。

クラブスタッフのみではリソースが不足してしまため、選手も自分ごととして自主的に課題に目を向け、さらにはFINANCIEにて共創するパートナーを募集しております。

競技でアジアNo.1を目指すだけでなく、事業性では神奈川県No.1アーナエンターテインメント、社会性では160の課題解決を行い、ベルマーレが中心となりホームタウンをより明るく元気に盛り上げていきます。

FINANCIE

パートナー募集はこちら



### 菊池大介選手加入

Jリーグ湘南ベルマーレでプレーし、その後浦和レッズや柏レイソルなどで活躍した“湘南乃星”がJリーグ湘南ベルマーレに加入し、23-24シーズンより加入します。

約10年ぶりにベルマーレのユニフォームに袖を通します。

Jベルマーレのサポーターからも期待の声がたくさん届いております！

日本政策金融公庫  
小田原支店（国民  
生活事業）からの  
「お知らせ」

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もお取り扱いしております。

日本政策金融公庫小田原支店  
（国民生活事業）融資相談係  
0465（23）3175

## 新型コロナウイルス感染症関連の融資のご案内

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |                                                  |                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------|---------------------------|
| ご利用いただける方 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業績が回復し発展が見込まれる方<br>(1)最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前5年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少<br>(2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少<br>①過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高<br>②令和元年12月の売上高<br>③令和元年10月～12月の平均売上高<br>(3)債務負担が重くなっている方 | 資金の<br>お使用みち    | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金      |                           |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 融資限度額           | 別枠 8,000 万円                                      |                           |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 利率(年)<br>(注)    | 6,000 万円以下                                       | 基準利率 - 0.9%<br>3年経過後：基準金利 |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 | 6,000 万円超                                        | 基準金利                      |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ご返済期間<br><据置期間> | 設備資金：20 年以内 <うち 5 年以内><br>運転資金：20 年以内 <うち 5 年以内> |                           |

## 税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じます。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守いたします。来所相談、電話相談ともに事前に電話で相談日の予約をしてください。詳しくは、電話またはホームページでご確認ください。

|      |                                                          |                                                                                       |
|------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 場所   | 小田原箱根商工会議所会館 6 階 東京地方税理士会小田原支部事務局                        |  |
| 電話   | 0465-24-0195                                             |                                                                                       |
| 相談日時 | 毎週水曜日 13時30分～16時<br>※毎月25日以降はなし。1月1日～10日、2月16日～3月15日は休み。 |                                                                                       |
| 相談内容 | 税務相談・税務書類の書き方指導等。                                        |                                                                                       |

# 消費税の期限内納付を 忘れずに。



期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。(※4)

消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付には e-Tax が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。  
★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。  
★期限を過ぎると延滞税がかかります。  
★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

| 直前の課税期間の<br>確定消費税額(※3) | 申告・納付回数                |
|------------------------|------------------------|
| 4,800万円超               | 年12回(確定申告1回、中間申告11回)   |
| 400万円超4,800万円以下        | 年4回(確定申告1回、中間申告3回)     |
| 48万円超400万円以下           | 年2回(確定申告1回、中間申告1回)     |
| 48万円以下                 | 年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5) |

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。  
※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。  
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、  
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チーイーカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

キャンペーン  
実施要項

## キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

□ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

環境省  
熱中症予防情報  
サイトSTEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

|                          |                 |                                                                                                 |
|--------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数の低減         | 準備期間に検討した設備対策を実施                                                                                |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の整備         | 準備期間に検討した休憩場所を設置                                                                                |
| <input type="checkbox"/> | 服装              | 準備期間に検討した服装を着用                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> | 作業時間の短縮         | 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止                                                                        |
| <input type="checkbox"/> | 暑熱順化への対応        | 7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長<br>※新規入職者や休み明け労働者に注意                                                      |
| <input type="checkbox"/> | 水分・塩分の摂取        | 水分と塩分を定期的に摂取                                                                                    |
| <input type="checkbox"/> | ブレイキング          | 作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減                                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 健康診断結果に基づく対応    | 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮<br>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢                   |
| <input type="checkbox"/> | 日常の健康管理         | 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認                                            |
| <input type="checkbox"/> | 作業中の労働者の健康状態の確認 | 巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導                                                             |
| <input type="checkbox"/> | 異常時の措置          | 少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置<br>※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減<br>※一人きりにしない |

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

事務負担軽減？  
補助金も？

# インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減？



本当です！そのための税制改正（案）が閣議決定されています。  
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

## 免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減？

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ？

登録申請、4月以降でも大丈夫？

## 既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金？

少額取引はインボイス不要って？

少額な値引き・返品は対応不要？

## 小規模事業者向け

## 納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、  
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます！

**対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）

**対象となる期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間  
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで  
申告でき、経費等の集計は不要！  
事前の届出も不要！



**事例** 売上700万円（税額70万円）※サービス業  
経費150万円（税額15万円）

実額計算の場合▶

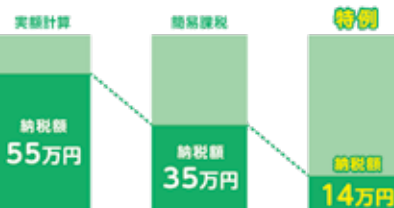
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円※ = 35万円

※70万円×50%（サービス業のみなし仕入率）

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります！

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省  
Ministry of Finance, JAPAN

## 小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内  
▶ **100~250万円**(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



## 中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入補助)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※**下限額を撤廃**  
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



## 中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下  
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



## すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!  
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



## すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

**0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

## 自動車税種別割の納期限は5月31日です！

自動車税種別割は、4月1日時点で自動車（軽自動車を除く）を所有している方に納めていただく税金です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で所有権が売主にあるときは、買主である使用者の方に納めていただきます。

### ○納める方法

5月に神奈川県自動車税管理事務所から送付される納税通知書で5月31日（水）までに、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めてください。

また、インターネットを活用してPay-easy（ペイジー）を利用した電子納税やクレジットカード、スマートフォン決済アプリを利用した「LINE Pay」「PayPay」「au PAY」「d払い」「ファミペイ」での納付も可能です。

なお、令和5年4月からは、eL-QR（地方税統一QRコード）を利用した納付も可能となりました。詳しくは、神奈川県ホームページ「県税便利帳」の「県税の納税について」をご覧ください。

### ○自動車税種別割の納税通知書が届かない場合

自動車税種別割の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所（車検証に記載されている住所）に送付しています。引っ越しや転勤により住所が変わった場合は、新しい住所地を管轄する運輸支局で変更（住所変更）の登録手続きをしてください。すぐに手続きできない場合は、自動車税管理事務所又は県税事務所に届け出てください。

### ○現在所有していない自動車の納税通知書が届いた場合

4月1日時点で所有していない自動車の納税通知書が届いた場合には、3月末までに抹消登録や名義変更の登録手続きがされていない可能性があります。登録手続きを代理人（自動車販売業者など）に依頼した方は、代理人に手続きが完了したかどうかを確認してください。

◇問合せ先 小田原県税事務所 管理課 管理第二班  
TEL 0465-32-8000（代）

### 間違い探し 7つの

間違い探し『らくだ』の答え

- ①ろうそくの火（右上）
- ②らくだ（死体）のそで（左中）
- ③だんご（中央）
- ④たば（後ろ髪）（右中）
- ⑤破れ目（左下）
- ⑥ヒザの当て布（左下）
- ⑦とっくり（右下）



【答え】

- ①…思慮分別
- ②…百戦錬磨

小田原法人会 提携商品

創業支援ローン  
スタート

START

さがみ信用金庫では起業家の方々をはじめの一步から応援します！

金利  
固定金利 年1.00%  
※但し、当初2年間は0%

金額  
10万円以上  
500万円以内

融資新規取扱手数料  
法人会からの紹介案件の場合  
無料  
※通常11,000円

事業資金のご相談は…

お客様サポートダイヤル

0120-426-614

※お申し込みについて所定の審査をさせていただきます。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

TRUbank Sagami

さがみ信用金庫

「経営者は心得たい。」

# 判断と 決断

経営コンサルタント  
芝村 栄治

企業経営においては、目まぐるしく変わる状況変化の中で判断と決断の連続です。その判断と決断の下で、経営の舵取りや部下への指示が行われ、会社運営が図られていきます。

それだけにその抛り所を求める人は多いものの、将来や事の顛末を左右するだけに、心の弱さから責任を転嫁したり他人任せにしたりする向きも少なくありません。

改めて、判断と決断には違いがあることをわきまえておきたいものです。

広辞苑によれば、「判断」はある物事について自分の考えをこうだと決めることとあり、「決断」はきつぱ

りと決めることとあります。いずれも決めることに違いはないのですが、「判断」

は事態の推移や環境の変化などといった情報が整った中で下されるものです。

その上で、正しいことなのか、良いことなのか、顧客を含めた周囲の満足を促すものか、最も重きを置いて行われるものです。

「決断」は判断する材料となる情報量や客観点な分析データが乏しい中にあるにもかかわらず結果から逃げる態度で行われるものです。

判断は頭で行うもので、決断は肚（はら）で行われると言われる所以にもなっ

ています。

肚とは「胆力、気力、度量」とも言われ、決断は判断よりも重いものが込められています。

決断は、一切の責任を取るだけに、自身の将来を閉ざしてしまいかねないほどの責任ある態度を覚悟して臨む「無私」の態度が求められるものであり、会社経営の最終責任者である経営者は連続する会社の浮沈にも関わる決断者であることを覚悟する立場にあります。

自身の栄達や虚栄心、損得を軸にした判断では危うい事態を招きかねない重責を経営者は担っているのです。

判断と決断、似て非なるものがありますが、経営の決断を担う経営者にとって、決断する力を養うためには、先哲に学ぶことを日々心掛けていきたいものです。

剣豪・宮本武蔵が五輪書の中で決断について述べていて、大いに参考になるので紹介したいと思います。正しい道理なしには勝つことは出来ないとして、物

事や戦略を決断する上では、道理を日々養うことが肝要だと、説いています。

そして、道理を身に付けることに普段から努めるとともに、彼は『目のつけようには、大局を見る観の目と、細部を見る見の目がある』といい、兵法では、観の目を強く、見の目を弱くして、遠い所をしっかりと見極め、近い所を大局的にとらえることがもつとも大切なことであると語っています。

『観の目』は仏教用語で、真理を追求しようとする眼差しだと書かれており、観察眼は悟りに通じるようです。

正しい決断力を普段から培うように、「観の目」「見の目」を磨いていくことを経営者やリーダーは心掛けていきたいものです。

また、孫子の兵法に、「決断できないリーダーは部下の信任を得ることができない。組織を統率するにあたって、優柔不断を排すべきである」と書かれています。決断できるリーダーと決

断できないリーダーの違いがどこにあるかといえれば、現状の中で捨てるべきものを捨てる勇氣があるかどうかに尽きるでしょう。

本来、決断とは二者択一の意思決定で、『何をやるのか、何をやらないか』を決めることになるのですが、どうしても『何をやるのか』の方に意識が奪われてしまします。しかし、決断するに際して意識して欲しいのが、『トレードオフ』です。

トレードオフとは、何かを達成するためには、何かを犠牲にしなければならぬということ、何かを選ぶことは、何かを捨てることを意味しています。

何かを捨てようとするれば、どこかに迷惑がかかってしまいうことが往々にしてあります。

その点を躊躇する余り、捨てることをなかなか決断できないリーダーが多いのではないのでしょうか。

経営者が決断するにあたって、心に留めておき、失念しないよう対処すべきでしょう。

使用料無料  
弾道測定装置  
全打席完備

全打席  
オートティーアップ

レディース専用打席  
個室打席あり

バンカー・  
バター練習場あり

秦野中井  
IC出口

↑秦野  
↓二宮

東名高速道路

Golf Range K2

Golf Range K2

0465-20-5620

〒259-0151  
神奈川県足柄上郡  
中井町井ノ口2971

<https://www.golf-range-k2.com/>

ゴルフレンジ K2

検索

未来へ繋ぐ緑豊かな環境を創造する

大切な水資源を守る森林の整備

植生保護や獣害対策フェンスの設置

大きく育ちすぎてしまった庭木の伐採など

株式会社 湯川林業

足柄上郡山北町山北724-1 (国道246号線「宮地」信号)

TLE : 0465-75-2200

FAX : 0465-75-2272

E-Mail : yukawaringyou@pure.ocn.ne.jp

Yukawa Forest Works

いろいろな種類の  
スレ  
ペン  
ター  
スル

月々お支払い  
長時間割引あり  
お祝い金あり  
お祝い金あり  
お祝い金あり

外部オフィス、ミニマム開業、セミナースペース、  
会議場所、趣味や運動、イベントなどなど、  
アイデア次第で便利にどうぞ！

高速ネットワーク

コワーキング  
場所を選ばず使えるデ  
スク。貸切で大会議室にも。  
1h 550円～ (お1人様)

シェアデスク  
半個室のデスクスペース。  
法人登記も可能です。  
1h 1100円～ (1人席)

会議室  
小規模研修や定期的な学  
習塾の運営などにも。  
1h 1650円～ (貸切)

マルチスタジオ  
ダンスやヨガなど個人以  
外に教室開催もOK！  
1h 1650円～ (貸切)

その他、個室トレーニング、  
レンタルキッチン、  
DIY/アトリエも完備！

BC BUSINESS CREATORS ODAWARA

ビジネスクリエイターズ小田原  
〒256-0816 神奈川県小田原市酒匂1054  
☎070-4147-0123  
9時～9時 最終受付8時 火曜定休

駐車場  
約70台  
完備

巡礼街道沿い  
「文真のフシム」裏です

ENEOS シティモール  
IN 巡礼街道  
BC コロナワールド  
+ 観光 泉涌道本線 国府津

詳細は公式WEBで